

栃木県済生会宇都宮病院

地下水活用システムの設置及び給水、保守管理業務にかかる公募型プロポーザル募集要領

1 事業の趣旨

済生会宇都宮病院では、病院施設への地下水の飲料水化とライフラインの確保を図るため、病院敷地内にある地下水を浄化して活用するシステム（以下「地下水活用システム」という。）を設置するとともに、給水・保守管理も含めた一括提案を公募型プロポーザルにて募集する。

2 事業概要

(1) 事業名

栃木県済生会宇都宮病院地下水活用システムの設置・給水・保守管理業務

(2) 履行場所

栃木県宇都宮市竹林町9-1-1 栃木県済生会宇都宮病院敷地内

(3) 事業内容

事業者は、当院管理者が指定する敷地の一部に当該システムを設置し、別に定める基準を満たした上で当院に地下水を供給する。また、当院との協議の上、事業に必要な保守管理を行う。なお、事業の設置及び運用に係わる全ての経費は事業者の負担とする。

(4) 予定事業期間

給水開始日（令和2年1月予定）から15年間

(5) 発注者

栃木県済生会宇都宮病院（担当課：管財課）

(6) 事業主体

栃木県済生会宇都宮病院

3 参加資格

このプロポーザルに参加しようとする事業者等は、応募申請時までの間に、次に掲げる条件を全て満たしていることを要件とします。なお、本プロポーザルの参加にあたっては、他者と共同体を組んで共同提案をすることは出来ません。

(1) 提案するシステムを過去10年間において、日本国内300床以上の病院への導入実績を有していること。

(2) 提案するシステムが栃木県内の施設への供給実績を有していること。

地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者でないこと。（破産手続開始の決定又は後見開始若しくは保佐開始の審判を受け復権を得ない者等をいう。）

- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく宇都宮市への入札参加の制限を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしている者でないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと
 - ア 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当する者。
 - イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は、第三者に損害を与える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団又は暴力団員の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められる者。
 - カ 役員等が、暴力団員出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者。
- (7) 国税及び地方税等を滞納していないこと。

4 スケジュール

- (1) 募集開始
令和元年5月27日（月）
- (2) 質問受付
令和元年5月27日（月）～令和元年6月3日（月）午後1時まで
- (3) 質問書への回答
令和元年6月4日（火）までに随時回答
- (4) 企画提案書等の提出期限
令和元年6月7日（金）午後4時
- (5) 一次審査
令和元年6月14日（金）
- (6) 二次審査（プレゼンテーション）

令和元年 6 月 21 日（金）

(7) 二次審査結果通知書の発送

令和元年 6 月 26 日（水） までに

5 現地確認

(1) 期間：公募開始日～令和元年 6 月 3 日（月）

(2) 人数：参加は 1 グループ 3 名以内

※現地確認を希望する者は、管財課に連絡調整の上現地確認を行うこと。

6 質疑

本プロポーザルに関する質疑を次のとおり受け付けする。なお、電話や来訪による口頭での質疑や期限を過ぎた質問は受け付けない。

(1) 提出書類

別紙「質問書」 様式 5

(2) 提出期間

令和元年 5 月 27 日（月）～令和元年 6 月 3 日（月）午後 1 時まで

(3) 提出方法

電子メール（表題に「プロポーザル質問書」と明記

(4) 提出先 〒321-0974 栃木県宇都宮市竹林町 9 1 1 - 1

済生会宇都宮宮病院 管財課（担当者 後藤） 電子メール shota_gotoh@saimiya.com

電話番号 028-626-5549

(5) 回答日時

令和元年 6 月 4 日（火）までに随時回答する。

7 申請書等の提出

(1) 提出書類

① 公募型プロポーザル参加資格確認申請書 様式 1

② 参加資格確認資料 様式 2

③ 事業者の概要 様式 3

④ 法人事業報告書 様式自由 直近決算のもの

⑤ 決算書 様式自由

・直近決算年度の事業報告書

・貸借対照表

・損益計算書及びキャッシュフロー計算書

⑥ 法人登記簿謄本 - 発行から 3 か月以内のもの

⑦ 企画提案書 様式 4

- ・システムの内容等
- ・機器の特徴、実績等
- ・設備設置の施工方法、安全等
- ・災害発生時の対応等
- ・その他

⑧ 使用する機器の製品カタログ 様式自由

⑨ その他 様式自由

(2) 提出部数

11部（正本1部、副本10部）

(3) 提出期限

令和元年6月7日（水）午後4時

(4) 提出方法

持参

(5) 提出先

前記6の(4)と同じ

8 審査

本要領・「地下水活用システムの設置及び給水、保守管理業務にかかる仕様書」に定める事項を満たした者について、審査委員会において企画提案書等の審査を行い、優秀提案者を選定する。（審査は、非公開にて行う。）参加申込者が多数の場合は、一次審査（書類審査）により優秀候補提案者数者を選定した後、選定された者に対して二次審査（ヒアリング）を行う。

(1) 審査日程

ア 一次審査

期 日：令和元年6月14日（金）

- ・電子メールにより結果を通知する。
- ・二次審査該当者には日程を通知する。

イ 二次審査

期 日：令和元年6月21日（金）

- ・時間、場所は該当者に個別に通知する。

参加人数：3名までとする。

提案時間：説明15分以内、質疑5分程度とする。

(2) 審査のポイント

一次審査、二次審査ともに下記の共通した審査ポイントにより判断する。

- ア 見積金額の妥当性
- イ 事業者の適格性

(ア)業務遂行能力の確実性、実施体制 等

(イ)類似業務等の実績

ウ 企画提案内容

(ア)システムの特徴

(イ)水質や水量不足による事業の対応方法

(ウ)従前使用量単価見積もり及び年間のメリット算出表

(エ)契約期間中の施設（物品）性能維持の保証

(オ)災害発生時の対応等

(カ)業務スケジュールの効率性、確実性 等

(キ)上記以外のより良い提案があれば、設備等仕様変更の提案をしても構わないが、その場合は仕様書に沿った提案と変更した提案の2パターン用意すること。

(4)審査結果

最終審査結果は書面により通知するとともに、ホームページにおいて選定事業者を公表する。なお、審査内容及び審査結果についての質問等は受け付けない。また、審査結果に関しての異議申し立ては受け付けない。

9 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 本要領に示されたプロポーザル参加形態及び資格要件を満たしていない場合。
- (2) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合。
- (3) 提出書類が別紙条件等・仕様書及び応募要領に定める事項に適合しない場合。

10 契約

- (1) 済生会宇都宮病院は、選定された優秀提案者を本事業に係る随意契約の相手方とし契約交渉を行う。この際、済生会宇都宮病院は提案内容を尊重しながら、一部内容の変更を求めることもある。
- (2) 選定された優秀提案者との契約が成立しない場合は、次点優秀提案者を相手方とする。
- (3) 選定された優秀提案者が、企画提案書等の提出日から契約締結までの間に、国又は地方公共団体の指名停止を受けた場合、その者については契約を行わないことがある。
- (4) 契約書には、提案された企画提案書を袋とじするものとする。

11 著作権及び提出書類等の取り扱い

- (1) 提出された企画提案書等の著作権は、それぞれ提案者に帰属するものとし、第三者の著作権の使用の責任は、使用した提案者に全て帰するものとする。
- (2) 済生会宇都宮病院は、提案者の承諾を得ずに提出された企画提案書等は無償で複製、使用できるものとする。なお、提出された書類等は返却しない。

12 その他

- (1) 本プロポーザル参加に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 済生会宇都宮病院が配布する資料等は本プロポーザル応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。
- (3) 提出期限以降の提出書類の差し換え、訂正及び再提出は原則として認めないものとする。
- (4) 本プロポーザルにおいて、済生会宇都宮病院の要求水準を満たす提案がなかった場合、優秀提案者の選定は行わない。また、参加者が1者の場合であっても、本院の要求を満たす提案であれば、その者を優秀提案者として選定する。
- (5) 本事業の契約が成立するまでの間において、選定された優秀提案者が本要領に示された失格事項に該当することとなった場合は、当該優秀提案者と契約を締結しないものとする。
- (6) この要領に定めるもののほか、本件の契約の内容に関しては、日本国の関係法令による。
- (7) その他、疑義の生じた事由については当院と協議の上、決定するものとする。